川ダム統合管理事務所川俣ダム管理支所、片品自然保護官事務所、中信森林管理署奈川森林事務所、南信森林管理署上村森林事務所、木曽森林管理署南木曽支署阿寺森林事務所、木曽森林管理署南木曽支署須原森林事務所、飛騨森林管理署上ヶ洞森林事務所及び広島北部森林管理署新市森林事務所については、冬期は、級別区分が二級地である官署として同表に掲げられているものとする。

二　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則を制定する。

令和四年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一二三―四〇

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務） **第三条**　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～五　（略） 六　出入国在留管理庁総務課の研修に関する業務であって、人事院が定めるもの 七～十五　（略）	（給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務） **第三条**　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～五　（略） 六　出入国在留管理庁の研修に関する業務であって、人事院が定めるもの 七～十五　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一二九（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の特例）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一二九―五

人事院規則九―一二九（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の特例）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二九（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の特例）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の特例	東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の特例
目次 第一章　東日本大震災に対処するための人事院規則九―三〇の特例（第一条―第三条） 第二章　東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則九―三〇の特例（第四条―第六条） 第三章　新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための人事院規則九―三〇の特例（第七条）	目次 第一章　東日本大震災に対処するための人事院規則九―三〇の特例（第一条―第三条） 第二章　東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則九―三〇の特例（第四条―第六条） 第三章　新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための人事院規則九―三〇の特例（第七条）